

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：教育庁】

機関名称	東京都生涯学習審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条、東京都生涯学習審議会条例
設置年月日	平成4年7月9日
機関の目的 ・ 所掌内容	東京における生涯学習の振興に関し、長期的な展望に立って、広い視野から検討する。
委員数	10人 (うち、女性委員数 7人)
会議公開	公開
会議 非公開理由	
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	
備考	
HPのURL	https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/administration/council/general_conference/attached_institution/list.html
問い合わせ先	教育庁地域教育支援部生涯学習課 電話番号：03-5320-6853 FAX番号：03-5388-1734